



# 企業取引研究会 報告書 (概要)

令和6年12月  
公正取引委員会  
中小企業庁

# 「企業取引研究会」の開催について

## 開催の趣旨

- 政府一体となって価格転嫁対策に取り組んできたところ、価格交渉や価格転嫁の動きにも進捗がみられるが、適切な価格転嫁を我が国の新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させていくに当たり、取引環境の整備として解決されるべき課題がいまだ残っている
- 下請法の主要な改正が行われてから約20年が経過しており、現在の経済実態への対応や、今後想定される「物価や賃金が構造的に上がっていく経済社会」における取引環境の整備についても検討する必要がある

適切な価格転嫁を我が国の新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させていくための取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方について、**下請法を中心に検討**することを目的として、関係有識者からなる**「企業取引研究会」を開催**

## 取引慣行の見直しの必要性（総論）①

- **デフレがもたらした経済の姿**
- **我が国の経済は長期にわたりデフレの状況**
  - 1990年代以降、**物価や賃金がほぼ横ばいで推移**（諸外国では上昇）
  - 物価や賃金の据置きは、平均値として観察されるだけでなく、**個々の商品価格や賃金が据え置かれてきた**ことに特徴
- こうした**経済のシステムといえるまでに組み込まれた「価格据置き型経済」**の下では、
  - コスト上昇局面でも製品やサービスの**価格への転嫁が困難**。**取引の立場の弱い受注者（中小企業・小規模事業者）が負担を負う構造**。**「賃上げと成長の好循環」**を実現していく上での課題。
  - **企業や労働者の行動を萎縮**させ、また、**経営努力もコストカット型**が中心に。革新的な商品やサービスを生む**イノベーションの力を削ぐ一因**に。
  - イノベーションが生じないために経済が伸び悩み、そのことが更にイノベーションを停滞させるという**「悪循環」**。

## 取引慣行の見直しの必要性（総論）②

### ○ **デフレ型商慣習からの脱却**

- 「価格据置き型」経済を生んだ一因として**企業の商慣習の課題**がある。  
価格を始め、取引条件を交渉で決めることが前提とされる**市場メカニズムが有効に機能しなくなっている可能性**。
  - 自社の製品価格を据え置き、様々な負担を取引先や労働者に求める商慣習
- こうした**商慣習の見直し**は、個別取引における**個別企業の経営の健全化につながる**だけでなく、市場メカニズムの機能回復を通じて**経済全体のダイナミズム向上に資する**。
- 他方、**原材料価格の高騰**や**賃上げ等への対応**が重要課題となる中で、**価格転嫁の動き**も生じてきている。しかし、
  - 全体としては転嫁の動きがみられるものの、全く転嫁できていない企業もなお存在するなど、**転嫁状況の二極化**の傾向
  - 一次から二次、三次と**サプライチェーンの取引段階を遡るほど価格転嫁の動きが鈍い**
  - コストに占める**労務費の割合が高い**サービス産業等における**価格転嫁の動きが鈍い**といった課題もみられる。

## 取引慣行の見直しの必要性（総論）③

### ○ 本研究会における検討

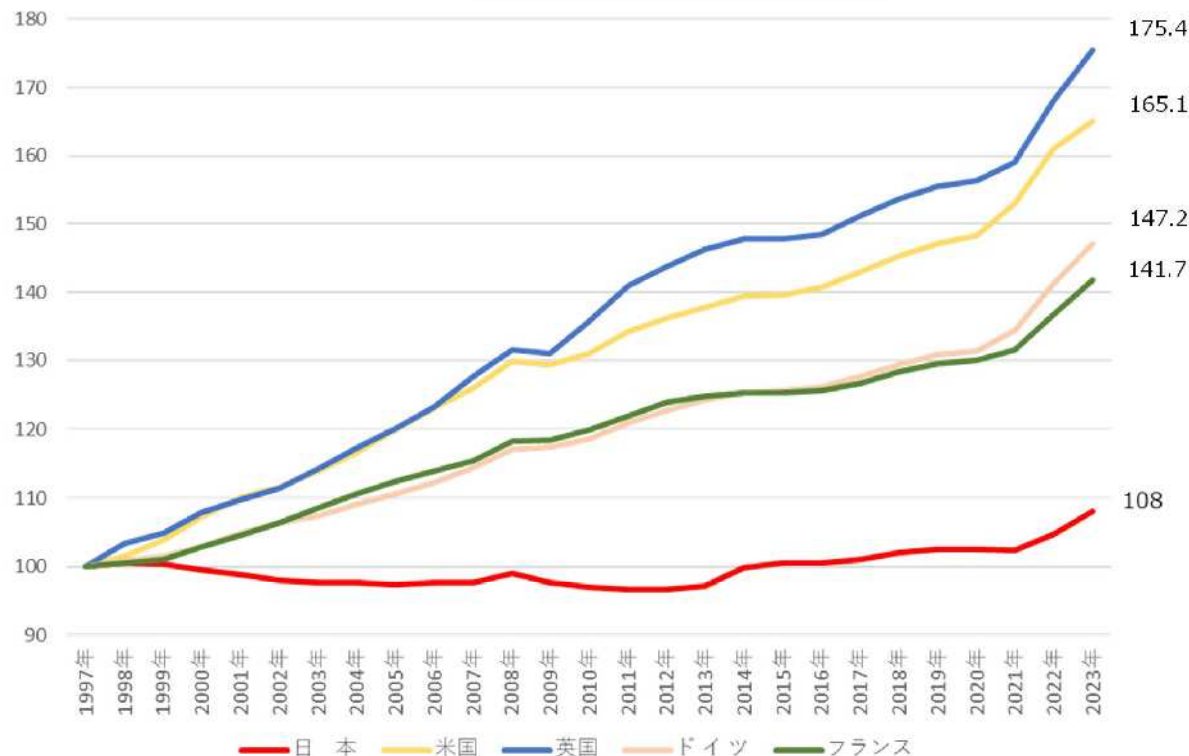
- 価格転嫁や賃上げの動きもみられるようになってきているが、適正な取引環境を整備していくためには、このモメンタムを一過性のものとはせず、維持していく必要。
- 下請法は主要な改正が行われてから約20年が経過しており、「物価や賃金が構造的に上がっていく経済社会」に向けた取引環境の整備という観点からも、十分な内容となっているか検討が必要である。
- そこで、本研究会においては、下請法を中心に、優越的地位の濫用規制の在り方について、現状の課題とその対応案について検討を行った。

# (参考) 物価の上昇率の推移 (国際比較)

我が国の物価の上昇率は、過去20年間以上の長期にわたり、主要国に比べ低い水準にとどまる。  
 ※我が国の企業物価指数も同様に低い水準にとどまる。

消費者物価指数  
 (1997年=100)

消費者物価指数の国際比較



(出所) 総務省「消費者物価指数」参考表を基に企業取引研究会事務局で作成。

(参考) 原材料価格の動向

原油価格  
 (2003年=100)

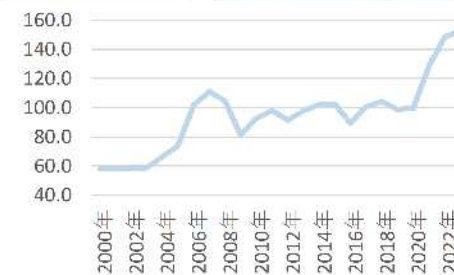
原油価格の動向



(出所) OPEC Basket Price を基に企業取引研究会事務局で作成。

非鉄金属価格  
 (2020年=100)

非鉄金属価格の動向



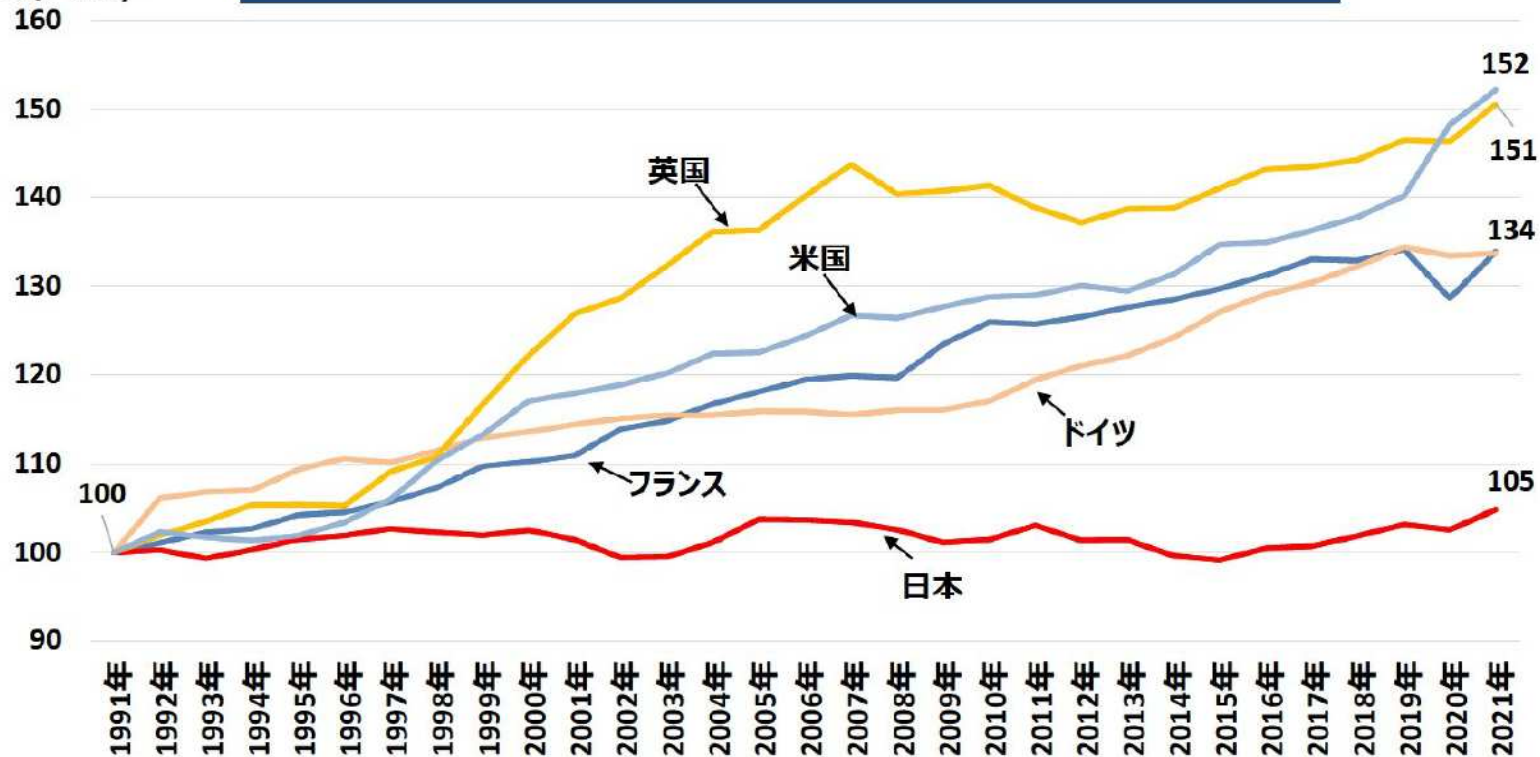
(出所) 企業物価指数を基に企業取引研究会事務局で作成。

# (参考) 一人あたり実質賃金 (国際比較)

先進国の1人あたり実質賃金の推移を見ると、1991年から2021年にかけて、米国は1.52倍、英国は1.51倍、フランスとドイツは1.34倍に上昇しているのに対して、日本は1.05倍にとどまる。

1人あたり  
実質賃金  
(1991年=100)

1人あたり実質賃金の伸び率の国際比較 (1991年=100)



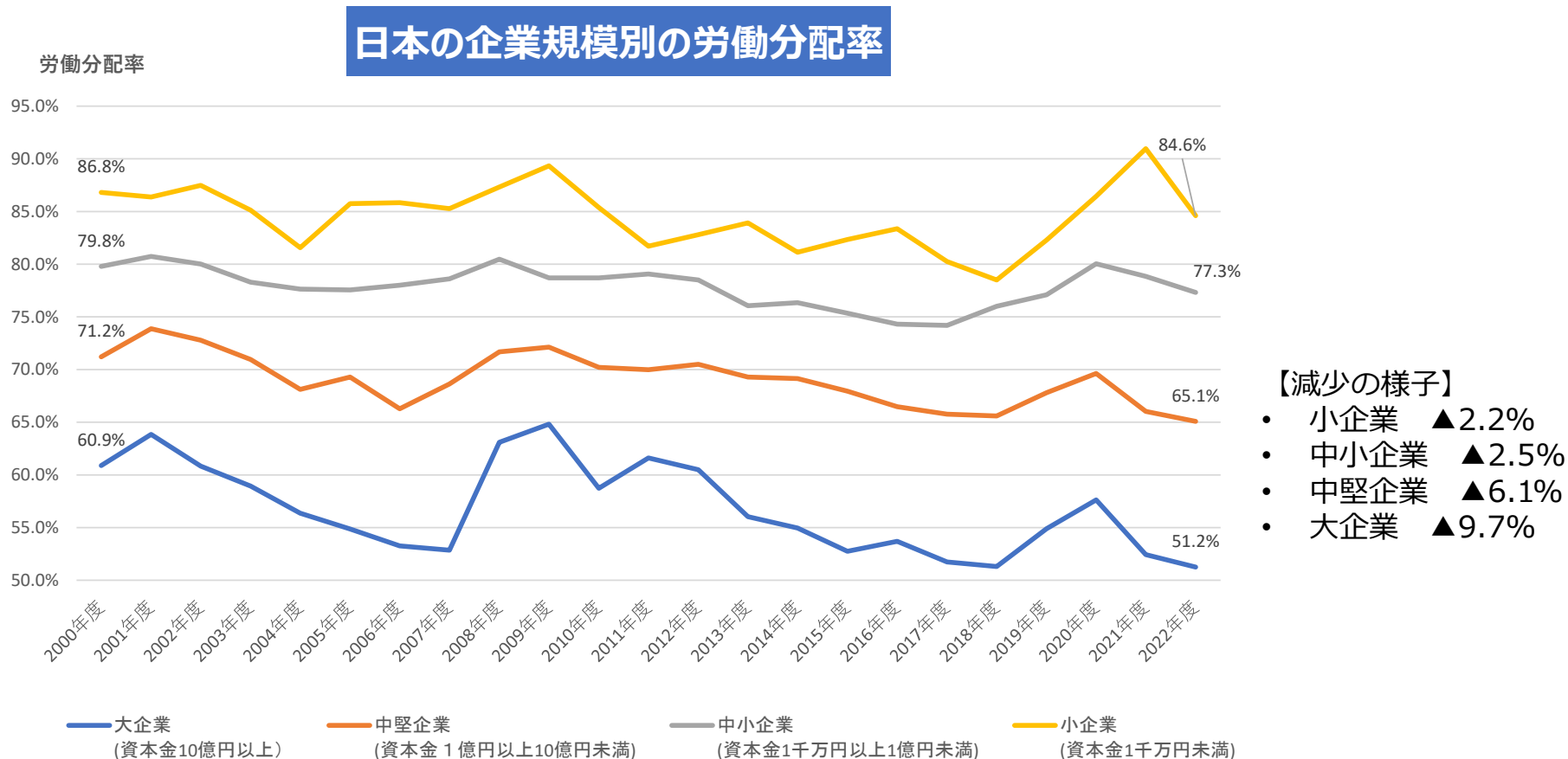
(注) 2021年の米国ドル (購買力平価ベース) により実質化した値。国民経済計算における「賃金・俸給」を雇用者数で割った上で、雇用者の平均週労働時間に対するフルタイム雇用者の平均週労働時間の割合を乗じて計算された数値。

(出所) OECD.Statを基に作成。

(出所) 内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局 基礎資料 (令和5年2月15日)

# (参考) 我が国における企業規模別の労働分配率

労働分配率を企業規模別に見ると、小企業及び中小企業における数値が高い。



(注) 労働分配率：付加価値額に占める人件費（従業員給与＋従業員賞与＋役員給与＋役員賞与＋福利厚生費）の割合。  
 (出所) 財務省「年次別法人企業統計調査」を基に企業取引研究会事務局で作成。



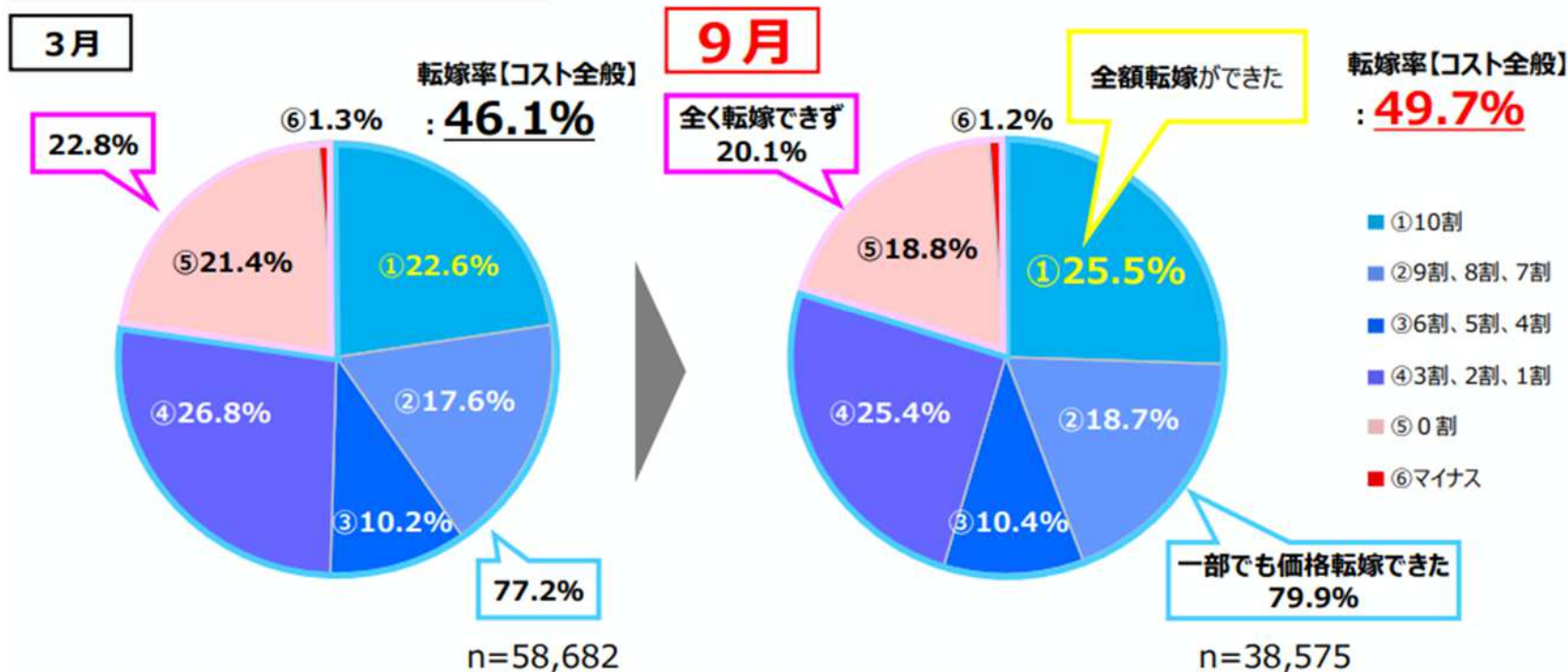
# (参考) 価格転嫁の状況

(中小企業庁 価格交渉促進月間 (2024年9月) フォローアップ調査結果 抜粋)

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- **コスト全体の価格転嫁率は49.7%**、今年3月より約**3ポイント増加** (前回46.1%→49.7%)。
- 「**全額転嫁できた**」割合 (①) は、前回から約**3ポイント増**の**25.5%**。
- 「**一部でも転嫁できた**」割合 (①②③④) も前回から約**3ポイント増**の**79.9%**。
- 「**転嫁できなかった**」「**マイナスとなった**」割合 (⑤⑥) は**減少** (22.8%→20.1%)。
  - **価格転嫁の状況は改善してはいるが、転嫁できない企業との二極化がみられ、転嫁対策の徹底が重要。**

## 直近6か月間における価格転嫁の状況



## 適切な価格転嫁の環境整備に関する論点 (買ったたき規制の在り方)

### 主な論点

- より適切な価格転嫁に関する環境整備の観点から、現行の下請法の買ったたき規制のほかに、下請代金の額の決定に関し規制する行為類型があるか。

### 主要な意見

- コストが上昇している中で、交渉することなく価格を据え置かれたり、一方的にコスト上昇に見合わない価格を決められたりして受注企業がしわ寄せを受けている。こうした行為についても、下請法で規制すべき。
- 現在の下請法の買ったたき規制は、通常支払われる対価の認定が難しいという課題がある。下請法の対象となる取引の多くは個別性が高く、市価の把握が困難な委託取引については、市価を認定せずとも、下請法で規制すべき。
- 適切な価格が実現されるよう、当事者が実質的な合意を得られる交渉プロセスに着目した規律を検討すべきではないか。現行の下請法がこれらに及んでいないのであれば、新たな行為類型の創設も含めて検討すべき。
- 多数の下請事業者と様々な取引のある親事業者にとって、多様な下請事業者と交渉を求めることは取引費用を大きく増加させ、取引の打切りや内製化につながるおそれもある。買ったたきの規制の見直しについては慎重な検討を要する。
- 下請法の対象取引だけでなく、サプライチェーン全体で価格転嫁が円滑に行われるような取組も検討する必要がある。

### 解決の方向性

- ◆ 実効的な価格交渉が確保されるような取引環境を整備する観点から、例えば、下請事業者からの価格協議の申出に応じなかったり、親事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に下請代金を決定して、下請事業者の利益を不当に害する行為を規制する必要がある。
- ◆ サプライチェーン全体での円滑な価格転嫁を実現するため、上記の観点を優越的地位の濫用の考え方にも当てはめ、優越ガイドライン等で想定事例や考え方を示すことを検討する必要がある。

## 下請代金等の支払条件に関する論点

### 主な論点

- 発注者（親事業者）が受注者（下請事業者）に資金繰りに係る負担を求める約束手形等による支払について、下請法における取扱いをどう考えるか。

### 主要な意見

- 手形等の利用に合理性及び必要性が認められないのであれば、下請法の趣旨に立ち返り、廃止する方向で検討すべきである。
- 時代の変化やDX化に伴い、約束手形は廃止することが合理的である。
- 慣習や経理事務の変更への抵抗感から、紙の約束手形での支払が維持されているようであり、法律で、紙の約束手形による支払を認めないと明確にし、強いメッセージを発信することが必要である。
- 約束手形廃止による資金繰りへの影響に対応するため、事業者への資金繰り支援が必要である。
- ファクタリングの手数料や銀行振込手数料の負担については、民法の原則どおり発注者が負担するのが合理的な商慣習である。商慣習を見直し、下請事業者の不利な境遇を改善するための取組が必要である。
- 下請法が適用されないサプライチェーン全体において支払サイトを短くする取組が必要である。

### 解決の方向性

- ◆ 紙の有価証券である手形については、下請法の代金の支払手段として使用することを認めない。
- ◆ その他金銭以外の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）については、支払期日までに下請代金の満額の現金と引き換えることが困難であるものは認めない。
- ◆ 振込手数料を下請事業者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず、下請法上の違反に当たることとし、その旨、解釈を変更して、運用基準において明示する。
- ◆ サプライチェーン全体で手形の廃止や支払サイトの短縮化を実施していくため、不当に長く支払サイトを設定するような行為について、優越的地位の濫用に係る考え方を整理し、優越ガイドライン等で想定事例や考え方を示すことを検討する必要がある。

# 物流に関する商慣習の問題に関する論点

## 主な論点

- 荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）を踏まえ、**発荷主から運送事業者へ物品の運送を委託する取引の下請法における取扱いについて、見直すべき点はあるか。**

## 主要な意見

- 着荷主と発荷主との間に部品等の製造や購入の発注だけでなく、その部品等を「運ぶ」契約も含まれており、発荷主はその債務の履行のために運送事業者に物の運送を委託する、という構造に着目すれば、**下請法の対象とされている取引と類似の構造があるといえるのではないか。**
- 現在、荷主と元請運送事業者との取引は物流特殊指定の対象、元請運送事業者と下請運送事業者との取引は下請法の対象とされているが、事業者にとって分かりにくく、**統一的に下請法として対象とすることが望ましい。**
- 荷主からの運送委託について下請法の適用対象を広げる際には、規制の範囲が広くなりすぎないように配慮する必要がある。着荷主と発荷主の取引においては、物の運送が前提となることが多いものの、例えば「どこから」運ぶかは発荷主が決めており、完全な役務の再委託とはいえ、**下請構造に該当するかどうかを慎重に判断する必要がある。**
- 下請法では、役務の提供後60日以内の支払期日を定めることが義務付けられており、物流特殊指定から下請法に規制を切り替える場合には、**資金繰り負担を始めとする発荷主の負担への配慮が必要**である。

## 解決の方向性

- ◆ **発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引の類型を新たに下請法の対象取引とする。**

# 執行に係る省庁間の連携の在り方に関する論点

## 主な論点

- **公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携の在り方**として、各省庁の特徴をいかして、**更に下請法の執行を強化していくためにはどのような取組が必要か**。現行の事業所管省庁の調査権限（第9条第3項）で十分か。

## 主要な意見

- 下請法、振興基準、各業法には、それぞれの目的と役割があり、それらを**有効に組み合わせ**て課題解決を進めることが必要である。**事業所管省庁が業法等を活用してしっかりと関与することが不可欠**である。
- 省庁間の連携を強化し、**具体的な指導・助言を共有**することで、規制の実効性を高めることが必要である。
- **事業所管省庁の主務大臣等が下請法に違反する行為に対し指導・助言が行えるよう権限付与することは有効**な手法だと考える。必要な法改正及びトラック・物流Gメンなどとの具体的な連携の在り方などについて関係省庁と検討を進めていただきたい。
- 省庁間の連携については、**公正取引委員会、中小企業庁と事業所管省庁が常時情報交換するプラットフォームの構築が必要**なのではないか。

## 解決の方向性

- ◆ 現行法においても事業所管省庁は中小企業庁の措置請求のための調査権限を有しているが、それに加えて**下請法上問題のある行為について指導する権限を規定する**。
- ◆ 下請事業者が申告しやすい環境を確保すべく、報復措置の禁止（第4条第1項第7号）の**申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する**。

## 下請法の適用基準に関する論点（下請法逃れへの対応）

### 主な論点

- 資本金額を用いた下請法の対象事業者の定義についての以下の問題にどのように対処すべきか。
  - ✓ 事業規模は大きいが、資本金が少額であるため、下請法の親事業者に該当しない
  - ✓ 自ら減資する／下請事業者に増資を求めることにより下請法の適用を逃れる親事業者が存在

### 主要な意見

#### <対応の必要性について>

- 資本金区分だけで、発注者（親事業者）と受注者（下請事業者）の取引関係を外形的に取り扱うことは、既に執行上の限界にある。

#### <従業員数による基準（従業員基準）で対象事業者を規定する案>

- 事業者の事業規模を表し、恣意的な変更が難しい基準であり、事業規模の小さな事業者を保護しようとする下請法の立法趣旨とも整合的で分かりやすい。

#### <取引依存度を基準とする案>

- 取引依存度に関する情報を伝えることは交渉力を弱めることにもつながり抵抗感があるとの声や、取引依存度基準を導入すると親事業者側からの発注抑制につながるのではないかとの下請事業者からの懸念の声がある。

#### <資本金基準に新たな資本金区分を追加する案>

- 新しい資本金の基準を設けたとしても、その基準を下回るような会社を設立したり、増資を求めたりするだけであり、有効な解決策にはならない。（「いたちごっこ」になる）

### 解決の方向性

- ◆ 現行の資本金基準に加えて、従業員基準により事業者の範囲を画していく。
- ◆ 具体的には、下請法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）の基準を軸に検討する。

## 「下請」という用語に関する論点

### 主な論点

- 時代の情勢変化を踏まえ、「親事業者」や「下請事業者」といった用語について、どのように考えるか。

### 主要な意見

- 「下請」や「親事業者」という用語から受け取られる印象が、時代の情勢変化を踏まえた現代の取引の意識に対応した言葉になっていないことから、**用語を変更すべき**である。
- 「下請法」という名称は広く社会に定着しており、用語を変更する場合には、**社会で分かりやすい用語や略称となるようにする必要**もある。

### 検討の方向性

- ◆ **「下請」という用語を時代の情勢変化に沿った用語に改める必要**がある。具体的な用語については、既存の法令も参考にしつつ、下請法の趣旨や対象となる取引を表現するにふさわしい用語を政府において検討していく。

## 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点

### 主な論点

- 取引に際し、受注者側が元来保有していたり、取引によって取得したりした**知的財産権やノウハウを、無償又は低廉な価格で発注者側に帰属させる行為は、優越的地位の濫用や下請法における買ったたき、不当な経済上の利益の提供要請として問題となり得るところ、現在のガイドラインで十分な手当てはできているか。**

### 主要な意見

- **知的財産・ノウハウは、企業価値を高めたいと思っている中小企業に残されている、成長の源泉**であることから、取引の更なる適正化を求める。また、賃上げの原資確保に資することから、**製造業に限ることなく、広く実態調査を実施し、知的財産取引に関するガイドライン等に反映すべき。**
- **知的財産権やノウハウを無償又は低廉な価格で吸い上げられることを防がないと、事業者間の格差が固定化し、イノベーションが起きにくくなる。**何らかの方策を用いて中小企業を守るべきである。中小企業がイノベーションを起こすことが、我が国の未来にとって重要である。

### 検討の方向性

- ◆ 前回の知財取引の実態調査から時間も経過しており、また、調査内容も製造業に限られている。**今後、幅広い業種を対象とした実態調査を改めて行い、調査結果を踏まえ、独占禁止法のガイドラインや下請法の運用基準の見直しにつなげる**ことが必要。



## その他の論点①（型に係る課題、電磁的書面交付）

### 主な論点

- 金型の無償保管の問題について、金型の所有権が下請事業者にある場合であったとしても、**金型の所有権が発注者にある場合と同様に、下請事業者に不当な不利益が生じていると整理するべきではないか。**
- 木型等の**金型以外の型も下請法において金型と同様の扱いとする必要はないか。**
- 下請事業者の承諾の有無にかかわらず、**必要的記載事項を電磁的方法により下請事業者に対し提供することができるように対応すべきではないか。**

### 主要な意見

- **所有権の所在にかかわらず、実態を踏まえて取引の適正化を図ることが重要**であり、解釈の明確化に賛成である。
- 規定の趣旨を踏まえれば、**型の素材にかかわらず同様のルールを適用することが適切。**
- 書面交付について、下請事業者の承諾の有無にかかわらず、**必要的記載事項を電磁的方法により下請事業者に対し提供することができるようにすべきであるとともに、取引のデジタル化に向けての取引環境を一層整備すべき。**

### 解決の方向性

- ◆ 現行の下請法運用基準を見直し、金型の**所有権の所在にかかわらず型の無償保管要請が下請法上の問題となり得る旨整理**し、どのような場合に下請法上問題となるのか、発注者や受注者にとって分かりやすい基準を明記する。
- ◆ 木型その他専ら当該物品の製造の用に供されるものとして適切な物品を**規則等で具体的に定めるなどして製造委託の対象に追加する。**
- ◆ 下請事業者の承諾の有無にかかわらず、**必要的記載事項を電磁的方法により下請事業者に対し提供することができるようにする。**

## その他の論点②（執行力、遅延利息、是正後の勧告）

### 主な論点

- 下請法においては、執行力を強化すべき（命令の導入や罰則の強化）ではないか。
- 現行の遅延利息の対象に減額を追加する必要はないか。
- 現行の勧告対象に加え、受領拒否、支払遅延及び報復措置をした親事業者の行為が是正されていた場合においても、特に必要があると認めるときに勧告することができるように対応すべきではないか。

### 主要な意見

- **下請法に命令の導入を含む厳罰化を図ることは、簡易迅速な処理に支障を来すものであり、下請法の理念にそぐわないと考える。**
- 一部不払が生じているのであれば、その部分について、遅延利息の支払を求めることに理由があると考え。実態からも、支払を免れることによる利益や、支払がされないことによる相手方の損害が発生するため、**遅延利息の適用範囲に減額を追加することは合理的**である。
- **違反行為の是正後であっても、必要な場合には勧告をできるようにすべき**である。

### 検討／解決の方向性

- ◆ 命令の導入や罰則の強化は行わない。
- ◆ 減額行為によって代金を減額された部分について遅延利息の対象に加える。
- ◆ 勧告時点において、親事業者の行為が是正されていた場合においても、勧告できるようにする。

## (参考) 企業取引研究会 委員名簿

座長	海内 美和	海内工業株式会社 代表取締役社長
	及川 勝	全国中小企業団体中央会 常務理事
	岡室 博之	一橋大学大学院経済学研究科 教授
	沖野 眞己	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	小畑 良晴	日本経済団体連合会 経済基盤本部長
	加藤 正敏	日本商工会議所 理事・産業政策第一部長
	神田 秀樹	東京大学 名誉教授
	郷野 智砂子	全国消費者団体連絡会 事務局長
	鈴木 純	帝人株式会社 シニア・アドバイザー、経済同友会 副代表幹事
	高岡 美佳	立教大学経営学部 教授
	滝澤 紗矢子	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	多田 英明	東洋大学 副学長 法学部 教授
	中島 宏	関西経済連合会 理事 経済調査部長
	仁平 章	日本労働組合総連合会 総合政策推進局長
	原 悦子	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士
	松田 世理奈	阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士
若林 亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成研究科 教授	
渡辺 努	東京大学大学院経済学研究科 教授	
渡邊 弘子	富士電子工業株式会社 代表取締役	
渡部 恵	全国商工会連合会 産業政策部長	

(オブザーバー)

金融庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省

(五十音順、敬称略、役職は令和6年7月19日現在)

# 企業取引研究会の日程

## 第1回（令和6年7月22日）

- ・円滑な価格転嫁のための取引環境の整備について

## 第2回（令和6年9月19日）

- ・下請法の制度及び運用の改善に係る論点整理 1
- 検討事項：①適切な価格転嫁の環境整備に関する課題（買ったたき規制の在り方）  
②下請代金等の支払条件

## 第3回（令和6年10月7日）

- ・下請法の制度及び運用の改善に係る論点整理 2
- 検討事項：③物流に係る優越的地位の濫用規制の在り方  
④執行に係る省庁間の連携の在り方

## 第4回（令和6年10月24日）

- ・下請法の制度及び運用の改善に係る論点整理 3
- 検討事項：⑤「下請」という用語の見直し  
⑥その他の論点

## 第5回（令和6年11月26日）

- ・企業取引研究会における論点整理

## 第6回（令和6年12月17日）

- ・企業取引研究会報告書（案）について